



携帯トイレの使い方・捨て方

上水道や下水道に被害があると、水洗トイレを使うことができなくなります。そのため、携帯トイレを備蓄しておく、もしもの時に安心です。



1 便器にポリ袋（45ℓ程度）をかぶせ、その上から携帯トイレを設置する。

2 用を足し、汚物を固める。吸収シートタイプは、凝固シートで固める。粉末状や錠剤の凝固剤のタイプは、用を足す前または後に振りかける。

3 携帯トイレだけを取り出し、袋の空気を抜いて口をしっかり縛る。

4 収集が再開したら、燃やすごみとして捨てる。

空気を抜かないと、収集時に袋が破裂して、飛び散ることがあるので、必ず袋の空気を抜いてください！

フタつきのごみバケツや汚物処理専用の保管袋に入れることで、収集されるまでの臭いが軽減されます！



日ごろからの備えが大切です

家の周りや家の中にある不要なものは処分しておきましょう。災害廃棄物を少なくするだけでなく、避難通路の確保にも役立ちます。

家具や家電を固定する！



家具や家電を壁に固定し、倒れにくくしておくことで、破損を防ぐことができます。また、避難経路の確保やケガの防止にもつながります。

いらないものは捨てておく！



押し入れや物置にしまい込んでいるものが襖や扉を打ち破り、部屋に散乱すると大変危険です。普段から不要なものを処分しておくことで、災害がれきを減らすことにつながります。

災害時のごみ分別・処理にご理解とご協力をお願いします！

災害時のごみの正しい分別と排出は、本区の復旧・復興に大きく影響します。区民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、災害時のごみの分別と処理にご理解とご協力をお願いいたします。

災害廃棄物の処理については、令和3年3月に策定した「葛飾区災害廃棄物処理計画」で定めています。

葛飾区 災害廃棄物処理計画

葛飾区環境部リサイクル清掃課
〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1
03-5654-8271 FAX03-5698-1534

災害時のごみの出し方

災害時のごみ分別・処理にご理解とご協力をお願いします！

ガイドブック

災害時は区からのお知らせを確認してください！



出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル
(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h28_shi/nsai/detail/?id=KM-00-02-065&rt=seach&p=2&od=asc)

大きな災害が発生した場合、家や建物の倒壊、破損により大量のがれきや壊れた家具、家電等の「災害がれき」が発生します。早期復旧・復興のためには、迅速なごみ処理が必要不可欠です。ごみの分別をしていただくことで処理期間が短くなり、悪臭の発生や害虫の被害抑制にもつながります。本冊子では、災害時のごみの出し方などをお知らせします。

大きな災害が起きたとき、家庭から出るごみはどうしたらいいですか？

ごみの収集を一時的に停止する場合があります。発災後は区からのお知らせに注意してください。（種類別の排出方法について、詳しくはP.45・46へ）

区からのお知らせはどのように確認できますか？

防災行政無線や区公式ホームページ、広報かつしかなどでお知らせする予定です。

地震で壊れた家具や家電などはどのように処理したらよいですか？

それらは「災害がれき」といいます。区が設置する「地区集積所」又は「一次仮置場」と呼ばれる仮置場に分別して持ち込んでください。自分で運べない場合には、回収する方法が決まり次第お知らせしますので、自宅の敷地内で保管してください。

仮置場の場所は決まっているのですか？

区公式ホームページに現時点での仮置場予定地一覧を掲載しています。（トップページ＞暮らし・手続き＞ごみ・リサイクル＞災害時のごみ＞災害時のごみの出し方について）
発災後、この中から区が仮置場を指定して区民の方にお知らせします。

災害時にも分別は必要ですか？

必要です。ごみは種類ごとに処理方法が異なるため、分別されていないごみは処理できません。分別されていないと、再度分別を行う必要があり、災害復旧が遅れてしまいます。



広報かつしか

広報かつしかは、スマートフォンからも見られます。

災害時のごみの出し方



必ず指定された場所に

出してください！！

災害がれきは、普段使道路には出さないでく
救急車などの緊急車両の通行の妨げ危険性があります！
分別や持ち込み方法などは、災害のお知らせします。

区が指定する地区集積所へ
分別して持ち込み

通常集積所
収集が再開してから出す

燃やすごみ
燃やすごみの収集は、3日後に再開することを目指しています。収集再開後、集積所に出してください。
※状況によって、収集再開までに時間がかかる場合があります。
※災害の規模によっては、収集曜日を変更する可能性があります。

燃やさないごみ・資源
燃やすごみの収集を優先しますので、家庭で分別して保管いただき、収集再開後、集積所に出してください。

避難所
避難所でのごみ捨ては、避難所ごとにルールがあります。お互いに気持ちよく過ごせるよう、避難所のルールをきちんと守りましょう。

ごみを片付ける際の注意

の倒壊等が起こることがあります
金属などに注意してください！
が含まれている場合があります。入らないよう、ゴーグルやマスク、ください！

帽子 or ヘルメット
防塵マスク
暑くても長袖
長ズボン

ゴーグル
タオル or 手ぬぐい
厚手で長めのゴム手袋
水筒 目や手の洗える水がベスト
長靴 or 安全靴

必ず指定された場所に

出してください！！

【持ち込めないもの】
▲ 危険物（ガソリン、石油、ガスボンベ、消火器、スプレー缶など）、土砂、農薬等の薬品類など。
▲ 中身が入ったままの冷蔵庫や冷凍庫は受け入れできません。中身は分別をしてごみや資源としてお出してください。
▲ 生ごみなどの生活ごみは、地区集積所に持ち込まないでください。
▲ 解体業者による解体ごみの受け入れはできません。産業廃棄物として、適正に処理してください。

地区集積所
種類ごとに荷下ろし
※それぞれ奥から詰めて置いてください

地区集積所のレイアウト例

地区集積所・応急集積場所・一次仮置場を開設します！

地区集積所とは、災害がれきを一次仮置場に持ち込むための仮集積所です。被災状況に応じて地域に開設します。区民の皆様が普段利用している近隣の公園や児童遊園等に設置する予定です。災害の規模や被災状況によって開設期間は異なりますが、できる限り早期に皆様元通り利用できるよう努めますので、ご理解をお願いいたします。また、地区集積所は、常駐や巡回により区が管理・運営を行いますが、地域の皆様のご協力も必要となります。地域の生活環境を守るため、地域の皆様による見回り活動などにご協力をお願いいたします。

一次仮置場
地区集積所及び応急集積場所から発生するものを集めて分別し、処理施設又は二次仮置場に持ち込むまで保管する場所。

二次仮置場
一次仮置場のがれきを収集、再度選別処理した後、破碎又は焼却等の処理をするまで保管する場所。特別区災害廃棄物処理対策本部が特別区内に設置予定。

応急集積場所
道路啓開や救助活動等の応急活動によって除去されたがれきの一時的な集積所。

中間処理
破碎処理等の中間処理を行い、法令や要綱等に基づきリサイクルする。

最終処分
リサイクルが不可能なものに限り、減容・減量化した上で、東京都が管理する埋立処分場等に搬入する。